指定給水装置工事事業者各種申請・届出に伴う提出書類チェック表

坂戸、鶴ヶ島水道企業団　給水課給水担当

事業者名				下水同時申請	有 ・ 無
電話		担 当 者		希望連絡方法 （交付式日程調整等）	□会社の電話への連絡を希望 □担当者の携帯電話への連絡を希望
FAX		携帯電話		交付式日程	令和　　年　　月　　日　　時　　分
E-mail					

必要書類早見表

※ ㊨ は法人のみ、㊧ は個人のみ必要な書類

書類等名称		確認事項	チェック	新規	変更 ※1 商号	変更 所在地	変更 代表者	変更 役員	主任技術者 選任・解任	廃止・休止	再開
指定様式	① 指定給水装置工事事業者指定申請書	申請者の「氏名又は名称」、「住所」、「代表者氏名」、「役員氏名」、「事業の範囲」が登記内容と合致しているか（法人のみ） ※「事業の範囲」の記載事項が多い場合、水道の管工事は必ず記載してください ※個人の場合は、事業目的を明確に示すため「管工事業」、「上水道工事」など		○							
		給水区域で給水装置工事の事業を行う「事業所の名称」、「事業所の所在地」が登記簿に記載されている場合は、登記内容と合致しているか（法人のみ）									
		「主任技術者の氏名」、「主任技術者免状の交付番号」が免状（写し）と合致しているか									
	② 機械器具調書	切断用機械器具、加工用機械器具、接合用機械器具、水圧テストポンプについて、それぞれ1種類以上記載されているか		○							
	③ 誓約書	申請者の「氏名又は名称」、「住所」、「代表者氏名」が①と合致しているか		○			○	○			
	④ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	選任・解任のどちらかを丸で囲んでいるか（4箇所あり）		○※2					○※3		
		記載内容が給水装置工事主任技術者免状（写し）と合致しているか（選任の場合のみ）									
	⑤ 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書	記載内容が登記内容と合致しているか（法人のみ）			○	○	○	○			
		変更のあった日（登記日）から30日以内の提出か									
	⑥ 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書	廃止・休止の日から30日以内の提出か、再開の日から10日以内の提出か								○	○
添付書類	⑦ 定款（写し）	直近のものを提出すること		㊨	㊨	㊨	㊨				
	⑧ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）	（法人のみ）（発行日から3か月以内のもの）		㊨	㊨	㊨	㊨	㊨			
	⑨ 住民票（写し）	（個人のみ）（発行日から3か月以内のもの）		㊧		㊧	㊧				
	⑩ 指定給水装置工事事業者証（原本）	新規又は変更登録の際に、企業団から交付された事業者証の原本			○	○	○			○	
	⑪ 事業所の案内図	事業所の位置を赤色で明示し、最寄駅を確認できるのが望ましい 給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所が支店、営業所等の場合は、本店ではなく支店、営業所等の案内図とする		○		○					
	⑫ 事業所の写真	看板を設置しているのであれば、看板が写っているもの 給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所が支店、営業所等の場合は、本店ではなく支店、営業所等の写真とする		○		○					
	⑬ 機械器具の写真	機械器具調書に記載されている器具が写っているもの		○							
	⑭ 給水装置工事主任技術者免状（写し）			○※2					○※3		
	⑮ ポリエチレン管施工講習修了証（写し）	取出工事を行う場合は提出（指定後の提出でもよい）		○					○		
指定様式及び添付書類	新規指定時確認事項及び添付書類	記入事項及び添付書類に漏れはないか		○							
他	新規指定手数料	10,000円を申請書提出時にお支払いいただきます		○							

※1　有限会社から株式会社への変更を含みます。個人から法人への変更は、個人を廃止し法人で新規申請してください。
※2　新規指定申請時に提出できない場合は、指定日から14日以内に必ず提出してください。
※3　遅滞なく提出するものとし、一人もいなくなった場合は14日以内に必ず提出してください。

書類提出の遅延については、坂戸、鶴ヶ島水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱に基づき、違反点数付与の対象となりますので十分注意してください。